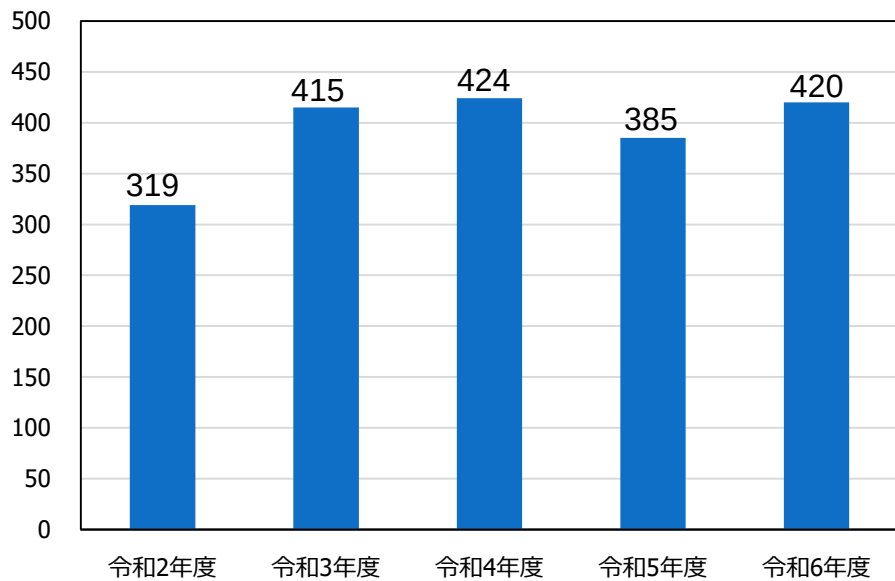


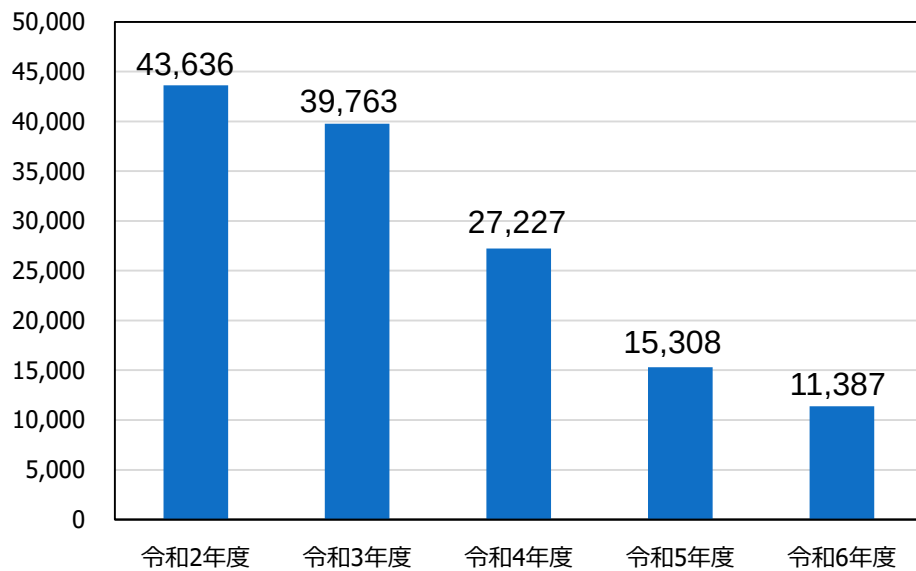
①昨年度の取組みについて(報告)

船橋市の取組み

屋外広告物



屋外広告物許可件数

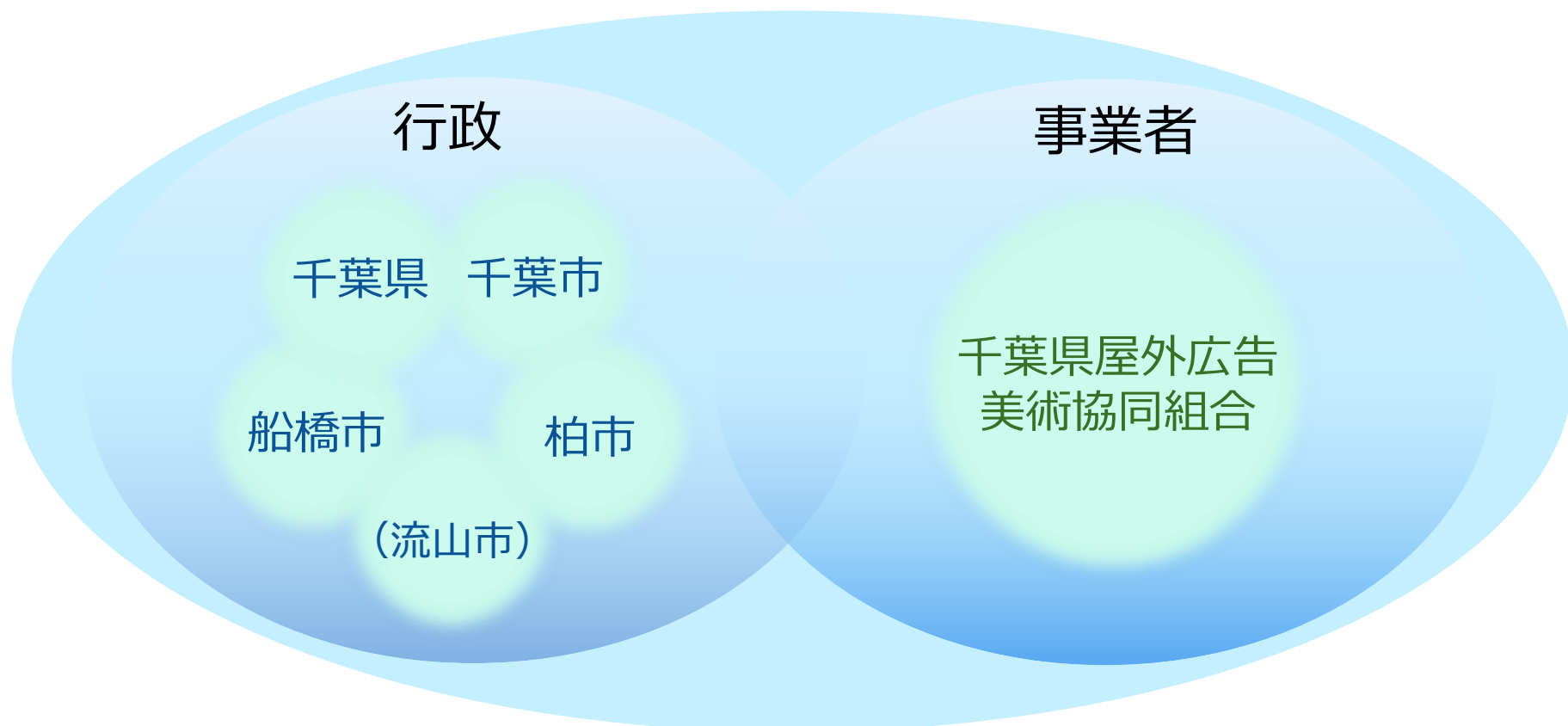


違反屋外広告物除却数

船橋市の取組み

屋外広告物官民連携実行委員会とは

事業者と行政が連携し、共に研鑽を積み、相互の意思疎通を図るとともに、屋外広告物に対する制度を広く周知することにより、良好な景観の形成、及び風致を維持し、並びに公衆への危害の防止に努めるとともに地域の活性化を図っていくことを目的とする。



屋外広告物官民連携事業実行委員会

船橋市の取り組み

千葉県屋外広告物美化キャンペーン

【令和6年10月5日 JR海浜幕張駅にて開催】

アンケートやポスター掲示により屋外広告物制度の普及・啓発を行うイベント



千葉県屋外広告タウンミーティング

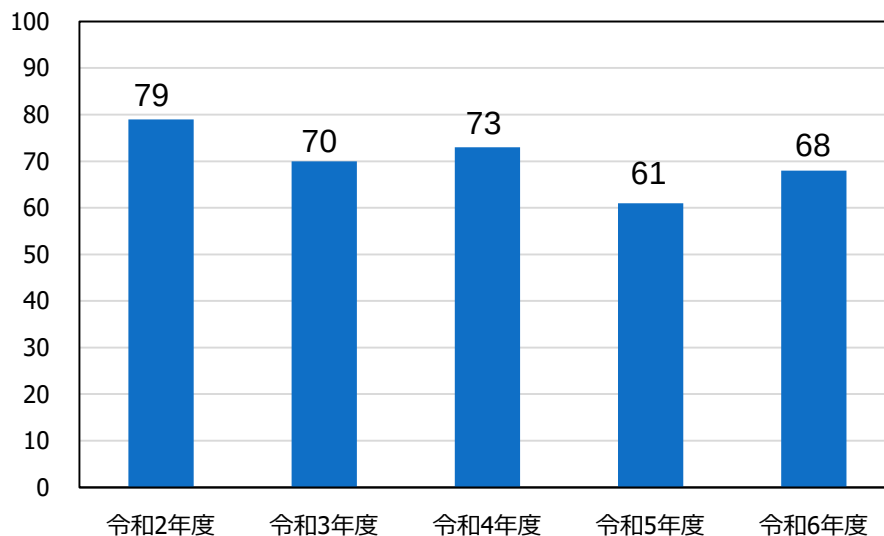
【令和6年10月30日 柏市庁舎・柏駅にて開催】

屋外広告物点検技能講習修了者による安全点検の実演と体験



船橋市の取組み

景観計画区域内行為届出書



景観計画区域内行為届出件数

令和6年度 届出件数68件

行為	内訳				
建築物	新築	増築	改築	移転	大規模な外観の変更
45	36	5	1		3
工作物	新設	増築	改築	移転	大規模な外観の変更
9	9				
開発行為等	開発行為			開発行為以外	
34	33			1	

※1つの届出で複数の行為を行う場合があるため、届出件数と行為の合計は一致しません。

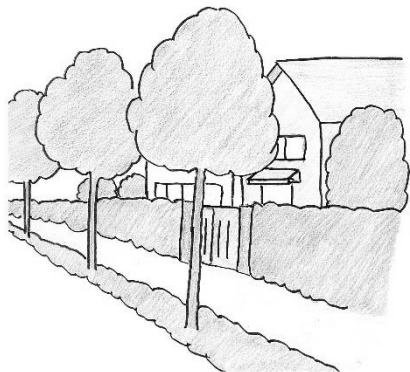
船橋市の取組み

良好な景観の形成を図るための配慮事項

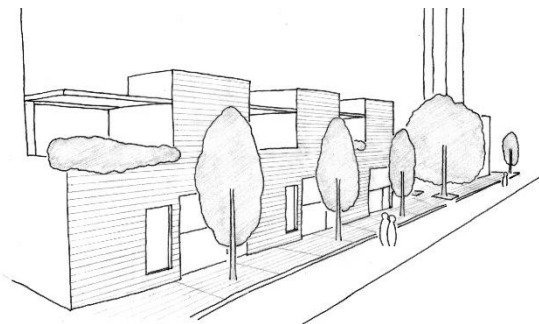
景観形成の配慮事項(市内すべての建築物、工作物、開発行為等)

- (1) 建築物の建築等に関する配慮事項(地域ごとに設定)
 - ① 自然・田園系地域…市街化調整区域
 - ② 住宅系地域………住宅系用途地域
 - ③ 商業系地域………商業系用途地域
 - ④ 工業系地域………工業系用途地域
 - ⑤ 全地域共通(歴史に配慮する地域、三番瀬等を含む)
- (2) 工作物の建設等に関する配慮事項
- (3) 開発行為等に関する配慮事項

【住宅系地域 景観形成の配慮事項例】



通りからの見え方に配慮した
みどりの演出



低層部のまちなみの演出



場内の緑化

通りから
見えにくい位置

船橋市の取り組み

景観計画区域内行為完了届出書の事例紹介

【事例 飯山満町3丁目 共同住宅】



景観形成の配慮事項

〔歩行者空間の魅力向上〕

◇敷地の接道部においては、植栽、地面の仕上げ等の工夫により、沿道のまちなみの一体感や連続性の確保、歩行空間の魅力向上に資するよう努める

〔壁面の位置の配慮〕

◇道路境界線から壁面をできるかぎり後退させ、圧迫感の少ない、ゆとりある空間を確保し、うるおいあるまちなみの創出に努める

事業者の配慮事項

道路に面する部分には、歩道上空地を計画するとともに植栽帯を設けることで、周辺の景観との調和を図る。

景観計画区域内行為完了届出書の事例紹介

【事例 飯山満町3丁目 共同住宅】



事業者の配慮事項

機械式駐車場は、道路から見えにくい位置に設置することで、道路からの見え方に配慮した計画とする。

景観形成の配慮事項

〔道路から目立たない構造〕

◇建築物に付属する駐車場については、通りから直接見えにくい位置や構造とし、やむをえない場合には、植栽等を施すなどして、通りから目立たないように努める



船橋市の取組み

景観計画区域内行為完了届出書の事例紹介

【事例 浜町2丁目 観覧場】



景観形成の配慮事項

〔上部や正面デザインの配慮〕
◇建築物等の上部及び正面のデザインに特に配慮し、賑わいのあるまちなみの形成に努める

事業者の配慮事項

周辺の建築等との調和に配慮し、まとまりのある形態及び意匠とする。建築物の正面のデザインは特に配慮し、賑わいのある街並みの形成に努める。

船橋市の取組み

景観計画区域内行為完了届出書の事例紹介

【事例 浜町2丁目 観覧場】



景観形成の配慮事項

〔敷地内の植栽〕

◇周辺の景観と調和し、良好な景観の形成及び周辺環境との調和が図られるよう、敷地内において、通りからの見え方に配慮した樹種の構成及び樹木の配置を行う。

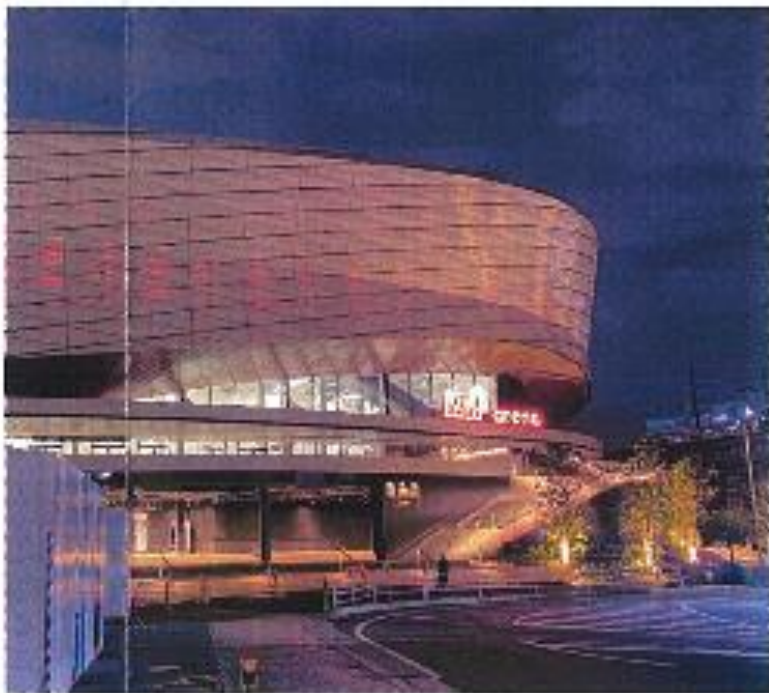
事業者の配慮事項

道路に面する部分には、通りからの見え方に配慮した植栽を施すことにより、周辺の景観との調和を図る。

船橋市の取組み

景観計画区域内行為完了届出書の事例紹介

【事例 浜町2丁目 観覧場】



景観形成の配慮事項

〔過度にならない照明〕

◇敷地内で照明をおこなう場合は、周辺に対して過剰な明るさにならないよう配慮する

事業者の配慮事項

敷地内の照明は周辺に対して過剰な明るさとならないよう配慮する。

プレミストタワー船橋 景観協定

景観協定について

法：景観法

- 令和 7 年 8 月 1 日
『プレミストタワー船橋 景観協定』認可申請（法第 9 0 条第 1 項）
- 令和 7 年 9 月 1 日
『プレミストタワー船橋 景観協定』認可（法第 9 0 条第 2 項）
- 令和 7 年 9 月 1 日以降
 - ・公告、縦覧※永久縦覧（法第 9 0 条第 3 項：法第 8 3 条第 3 項の準用）
 - ・二以上の土地所有者等が存することとなった時から効力を有する（3 年以内）